

定期監査の結果

(平成29年度財務)

愛媛県監査事務局

1 定期監査の実施方針

定期監査(地方自治法第 199 条第 4 項の規定による監査)において、同条第 1 項の規定による財務監査を、次の事項に主眼を置き実施した。

- ① 財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか
- ② 経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているかどうか

2 定期監査の執行状況

平成 29 年度財務に係る定期監査は 231 機関に対して実施した。そのうち、154 機関は実地により、77 機関は書面により監査を実施した。

区分	実地監査	書面監査	計
知事部局	103	29	132
本庁	65	0	65
地方局	21	13	34
地方機関	17	16	33
諸局	5	0	5
本庁	5	0	5
教育委員会	28	39	67
本庁	8	0	8
地方機関 (高等学校等)	20	39	59
公安委員会	8	9	17
本庁	1	0	1
地方機関 (警察署)	7	9	16
公営企業管理局	10	0	10
本庁	3	0	3
地方機関 (病院等)	7	0	7
合計	154	77	231
本庁	82	0	82
地方機関 (地方局を含む。)	72	77	149

3 定期監査の結果

(1) 監査結果の処理区分

ア 指摘事項

・公表事項

監査委員が、指摘事項を公表(県報掲載)するもの

・文書通知事項

監査委員が、監査を実施した機関に対して、指摘事項を文書で通知するもの

イ 指導事項

予備監査における口頭指導にとどめるもの

(2) 指摘事項の状況

平成 29 年度財務に係る指摘事項の内訳は次のとおりである。

なお、主な指摘の内容は、本書付録に収録している。

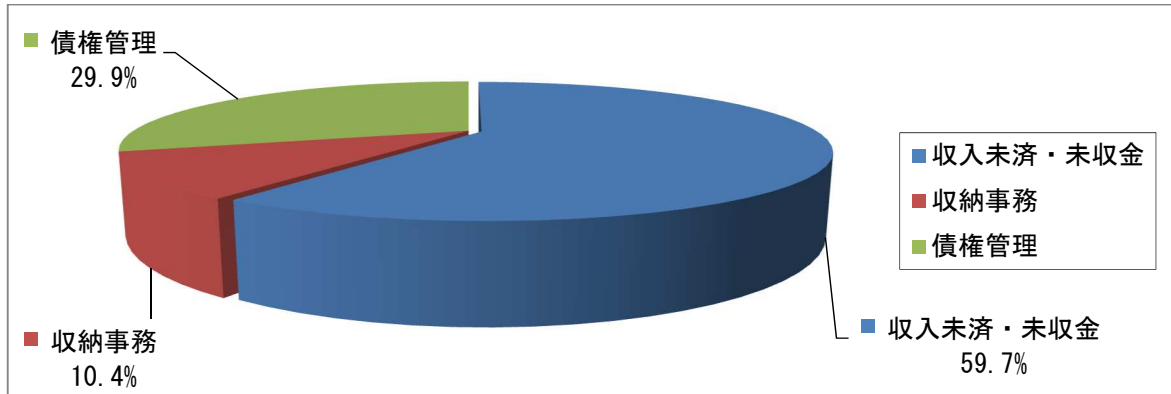
ア 会計別

区分	指摘件数	うち公表
普通会計	118	59
企業会計	24	13
合計	142	72

イ 内容別

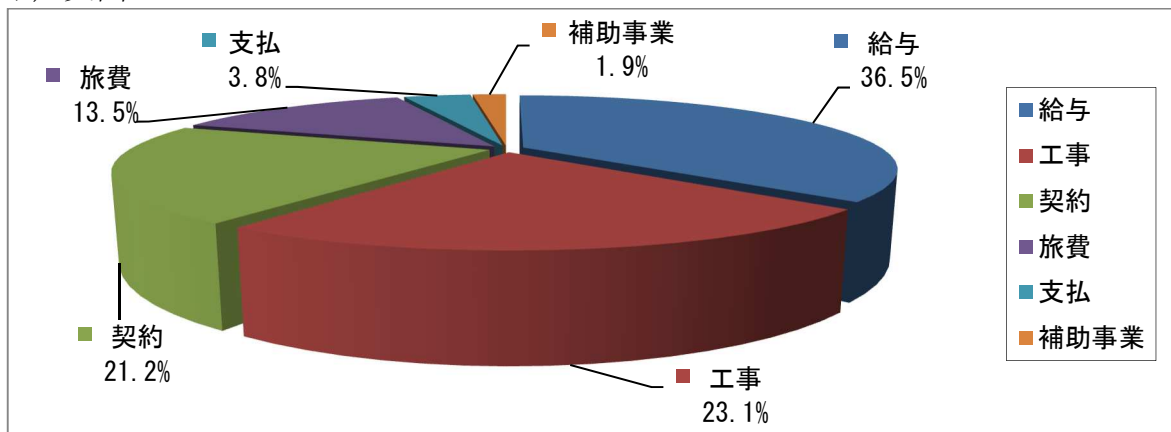
区分	収入	支出	その他	計
指摘件数	67	52	23	142
うち公表	61	1	10	72
構成比 (%)	47.18	36.62	16.20	100.00

(ア) 収入



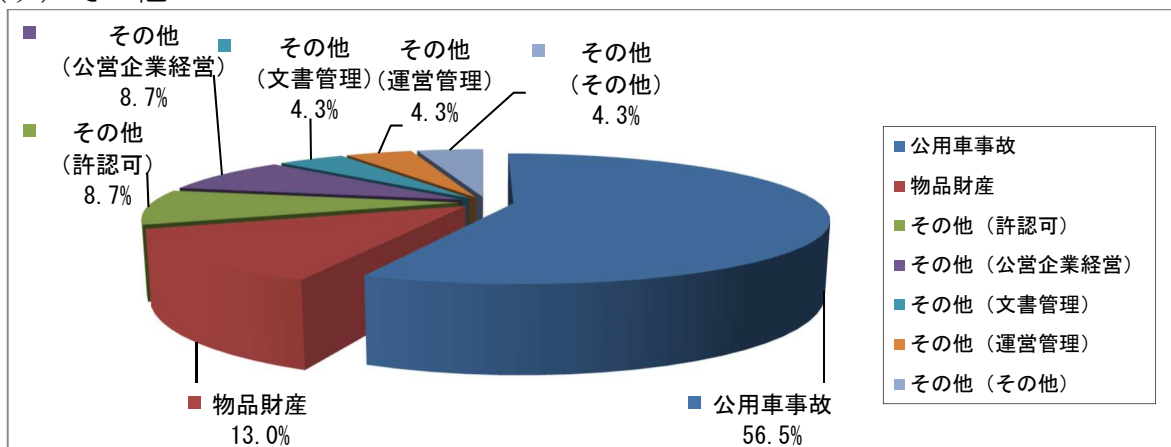
収入に関する指摘件数は、収入未済・未収金に関すること 40 件、債権管理に関すること 20 件、収納事務に関すること 7 件である。

(イ) 支出



支出に関する指摘件数は、給与に関すること 19 件、工事に関すること 12 件、契約に関すること 11 件、旅費に関すること 7 件、支払に関すること 2 件、補助事業の執行に関すること 1 件である。

(ウ) その他



その他に関する指摘件数は、公用車事故に関すること 13 件、物品財産に関すること 3 件、その他事務事業に関すること 7 件 (うち許認可 2 件、公営企業経営 2 件、文

書管理 1 件、運営管理 1 件等) である。

(3) 指導事項の状況

平成 29 年度財務に係る指導事項の内訳は次のとおりである。
 なお、主な指導の内容は、本書付録に収録している。

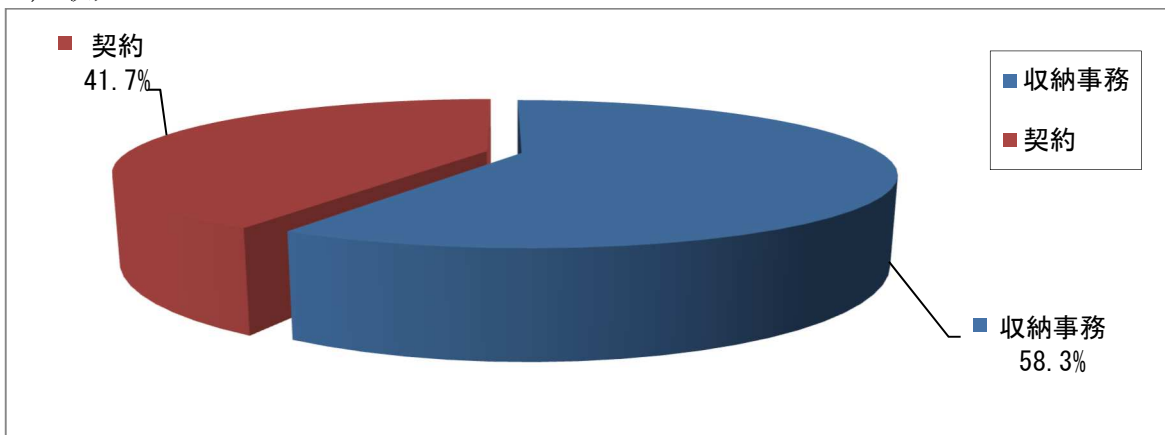
ア 会計別

区分	指導件数
普通会計	137
企業会計	3
合計	140

イ 内容別

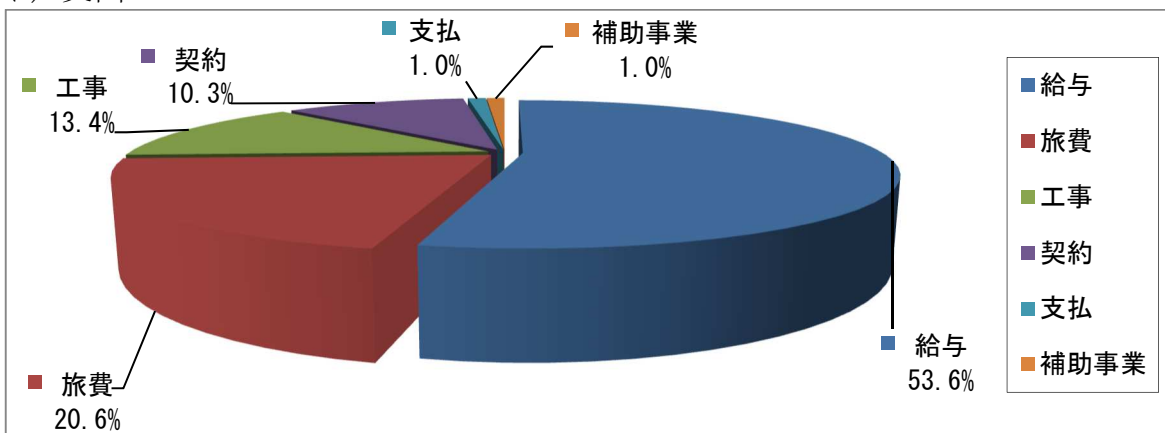
区分	収入	支出	その他	計
指導件数	12	97	31	140
構成比 (%)	8.57	69.29	22.14	100.00

(ア) 収入



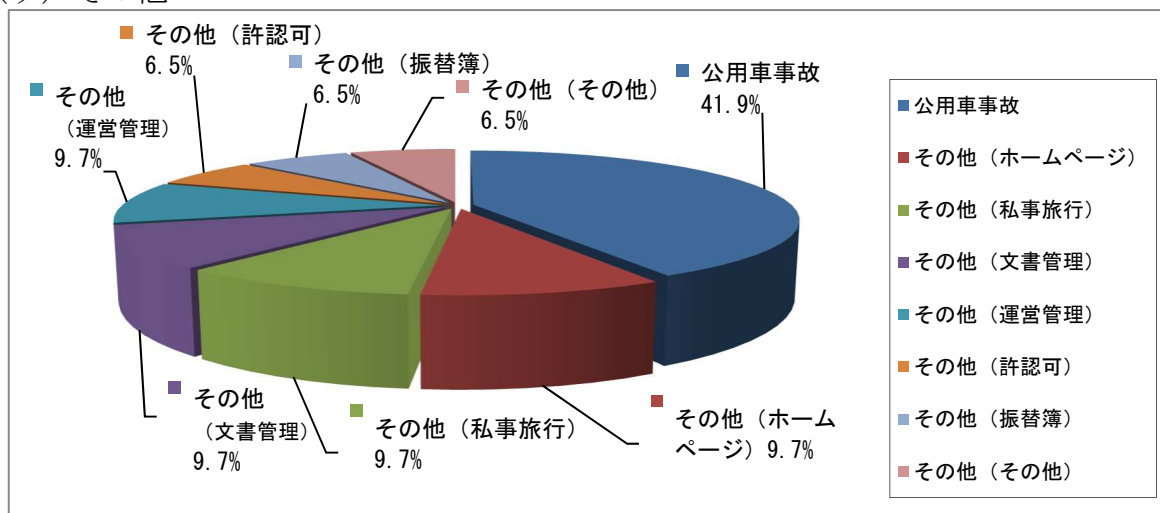
収入に関する指導件数は、収納事務に関すること 7 件、契約に関すること 5 件である。

(イ) 支出



支出に関する指導件数は、給与に関すること 52 件、旅費に関すること 20 件、工事に関すること 13 件、契約に関すること 10 件、支払に関すること 1 件、補助事業の執行に関すること 1 件である。

(ウ) その他



その他に関する指摘件数は、公用車事故に関する13件、その他事務事業に関する18件（うちホームページ3件、私事旅行3件、文書管理3件、運営管理3件、許認可2件、振替簿2件等）である。

4 組織及び運営の改善合理化等に関する意見

定期監査にあたって、監査委員は、本県の事務処理が最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、組織及び運営の合理化や規模の適正化が図られているかという点にも配慮する必要がある（地方自治法第199条第3項参照）ことから、関係機関に対して、監査結果に基づく「組織及び運営の改善合理化等に関する意見」を提出した。

(1) 普通会計

- 道路照明施設等維持工事について、設計書の作成は標準積算基準による積算ではなく、想定される工事内容の積上げにて積算することの検討をもとめたもの
- 自転車専用信号機について、長期間使用されていないため早期供用が図れるよう検討を求めたもの
- 公用車のETCカード利用について、ETCマイレージ登録されていないものが見受けられたため、登録について検討を求めたもの

(2) 企業会計

- 県立病院におけるたな卸資産の受払いについて、規則等により継続記録法によって行うこととなっているが「たな卸資産出納簿」が適正に作成できていない事例が散見され、仮に盗難や持ち出し等の不適正な処分があっても把握できない状況であることから、正確な在庫数量の把握が図られるよう、管理方法の見直しの検討を求めたもの。また、実地棚卸での帳簿残高との差異の原因を分析することは、不正防止策や業務の適正化、効率化に向けた有力な手段となりうるためその効果的な方策について検討を求めたもの
- 県立病院の手術時における医療機器の立会いに関する業務委託について、契約書の条文により10年間自動更新されている状態であり、単価契約の契約においては一定の期間における予定数量の概数を提示する必要があることから、見直しの検討を求めたもの